

# 登録日本語教員の資格取得ルートに関する要件（経過措置期間）

ルート	経過措置期間	①現職経験	②日本語教員養成課程	③学位	④日本語教育能力検定試験	⑤経験者講習		A.日本語教員試験	B.実践研修
						講習Ⅰ	講習Ⅱ		
C	令和15年3月31日まで	—	要修了※2	要(学士以上)※5	—	—	—	(免除)	要受験
D-1	令和11年3月31日まで	要(1年以上)※1	要修了※3	要(学士以上)※5	—	—	要修了※8	(免除)	要受験
D-2	令和11年3月31日まで	要(1年以上)※1	要修了※4	要(学士以上)※5	—	要修了※8	要修了※8	(免除)	要受験
E-1	令和11年3月31日まで	要(1年以上)※1	—	—	要合格※6	要修了※8	要修了※8	(免除・要出願)※9	(免除)
E-2	令和11年3月31日まで	要(1年以上)※1	—	—	要合格※7	—	要修了※8	(免除・要出願)※9	(免除)
F	令和11年3月31日まで	要(1年以上)※1	—	—	—	—	—	要受験	要受験

※1 平成31年4月1日～令和11年3月31日の間に、以下の機関のいずれかにおいて1年以上日本語教育課程を担当している必要があります。

- 法務省告示機関の告示を受けた課程

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07\\_00217.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00217.html)



- 日本国内の大学および短期大学

<https://www.nihongokyoku.mext.go.jp/top/guide-japanese-language-institution>



- 認定日本語教育機関の認定を受けた課程

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyiku/mext\\_03222.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyiku/mext_03222.html)



※2 Cルートに該当する日本語教員養成課程等(必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等の確認を受けた養成課程等)を修了している必要があります。

都道府県	申請機関名	必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】	平成12年報告に對応した日本語教員養成課程等【D-1ルート】	参考】登録実践研修機関及び登録日本語教育成績機関としての登録	養成課程等の名称	実施期間	例:○○大学において「日本語教師養成講座」を令和3年4月1日以降に受講開始し、修了している必要がある。
	○○大学	●		日本語教育コース	平成25年4月1日～令和元年9月30日		
		●		日本語教師養成講座	令和3年4月1～		

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyiku/kyoku/kyoin\\_kenshu/mext\\_03319.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyiku/kyoku/kyoin_kenshu/mext_03319.html)



登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について>確認結果

※3 D-1ルートに該当する日本語教員養成課程等(平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等の確認を受けた養成課程等)を修了している必要があります。

都道府県	申請機関名	必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】	平成12年報告に對応した日本語教員養成課程等【D-1ルート】	参考】各該実践研修機関及び登録日本語教育成績機関としての登録	養成課程等の名称	実施期間	例:○○大学において「日本語教育コース」を平成25年4月1日～令和元年9月30日の間に受講開始し、修了している必要がある。
	○○大学	●		日本語教育コース	平成25年4月1日～令和元年9月30日		
		●		日本語教師養成講座	令和3年4月1～		

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyiku/kyoku/kyoin\\_kenshu/mext\\_03319.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyiku/kyoku/kyoin_kenshu/mext_03319.html)



登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について>確認結果

※4 D-2ルートに該当する日本語教員養成課程等を修了している必要があります。上記Cルート及びD-1ルートに該当しない日本語教員養成課程等については、文部科学省でD-2ルートに該当するかを確認する必要がありますので、修了証等を添付しnihongo@mext.go.jpまでお問合せください。

※5 Cルート、D-1ルート、D-2ルートは学士以上の学位(学士・修士・博士)を有している必要があります。

※短期大学士・準学士・専門士・高度専門士は不可です。

※海外で取得した学位は可です。

※6 E-1ルートは、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が昭和62年4月1日から平成15年3月31日の間に実施した「日本語教育能力検定試験」に合格している必要があります。

※7 E-2ルートは、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が平成15年4月1日から令和6年3月31日の間に実施した「日本語教育能力検定試験」に合格している必要があります。

※8 D-1ルート、D-2ルート、E-1ルート、E-2ルートで出願する場合は、経過措置のための講習【経験者講習】をあらかじめ修了し、出願の時点で、他の出願書類とともに修了証の提出をする必要があります。申し込み方法等詳細は以下リンク先をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyiku/mext\\_02845.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyiku/mext_02845.html)



※9 E-1・E-2ルートに該当する方は「基礎試験」「応用試験」とも免除されますが、日本語教員試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要です。

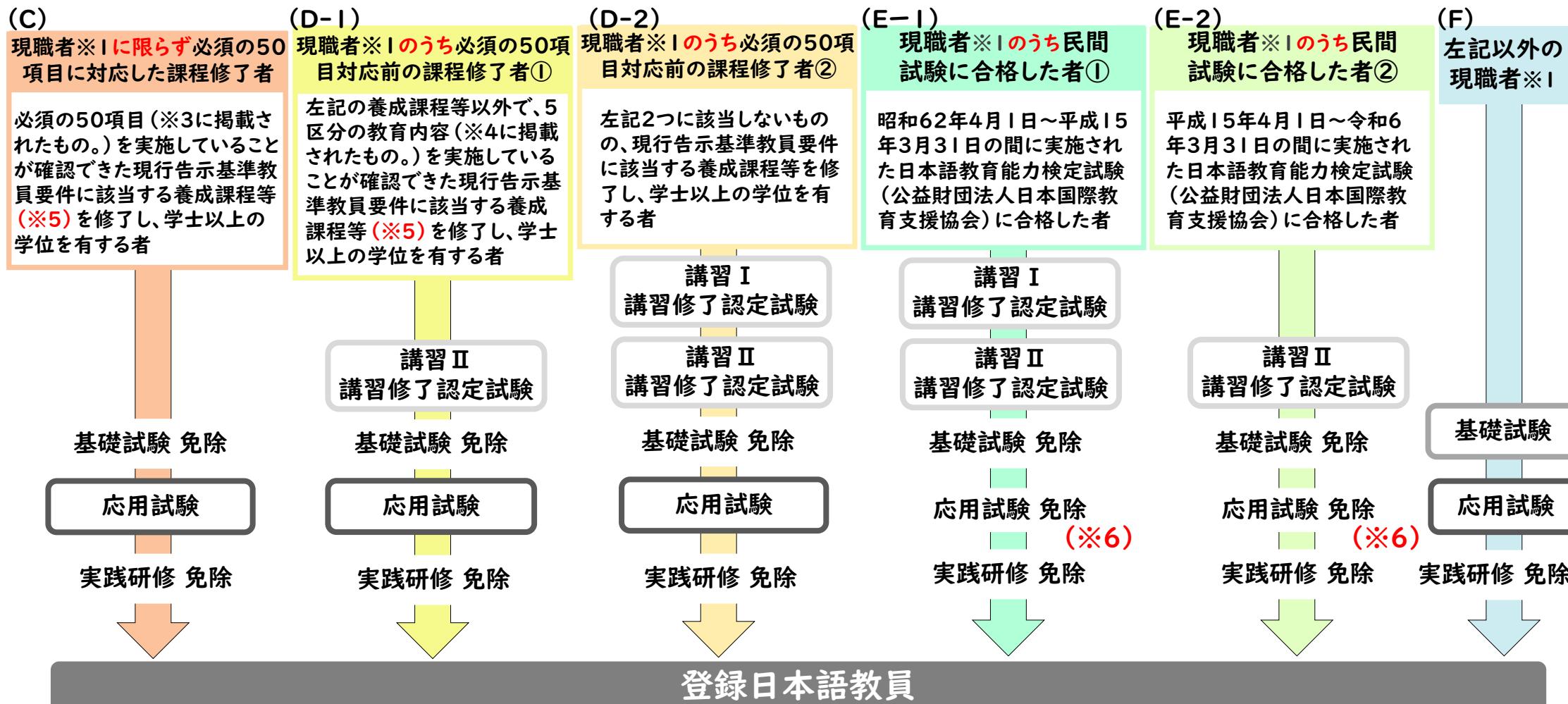
# 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間

令和6年4月1日～  
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日(法施行5年前)～令和11年3月31日(法施行5年後)の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者



※2 経過措置期間は原則として法施行後5年(令和11年3月31日)までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年3月4日)文化審議会国語分科会 ※4 日本語教育のための教員養成について(平成12年3月30日)日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

※5 (C)及び(D-1)の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を以下HPで公開。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/nihongo\\_kyoiku/kyoiku/kyoin\\_kenshu/mext\\_03319.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoiku/kyoin_kenshu/mext_03319.html)

※6 基礎試験と応用試験が両方免除される場合にも、試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得することが必要。